

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和5年4月26日（水）午前8時57分～午前9時43分
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、危機管理担当部長、市民部長、協働推進部長、環境部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長、会計管理者 欠席者：なし
議 題	1 令和5年第1回市議会臨時会提出議案について 2 令和5年第2回市議会定例会提出議案について 3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1：提案のとおり提出議案として決定する。 議題2：提案のとおり提出議案として決定する。 議題3：令和5年第1回市議会臨時会の招集期日は5月16日（火）、令和5年第2回市議会定例会の招集期日は6月12日（月）である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印=構成員 ●印=説明員	議題1 令和5年第1回市議会臨時会提出議案について (1) 専決処分の承認を求めることについて (市民部長説明) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、武蔵村山市税賦課徴収条例（昭和26年村山村条例第10号）の一部を改正したものである。 軽自動車税については、軽自動車税種別割のグリーン化特例の適用期限を延長するものである。 その他、所要の規定を整備するものである。 施行期日については、令和5年4月1日からとする。 なお、専決処分年月日については令和5年3月31日、専決処分番号については令和5年専決第3号である。 (結 論) 提出議案として決定する。

(2) 専決処分の承認を求めることについて

(市民部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、固定資産税の課税標準の特例措置に係る規定が削除されたことから、武蔵村山市都市計画税条例（昭和39年村山町条例第32号）の一部を改正したものである。

施行期日については、令和5年4月1日からとする。

なお、専決処分年月日については令和5年3月31日、専決処分番号については令和5年専決第4号である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(3) 専決処分の承認を求めることについて

(市民部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法に変更が生じることから、武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和34年村山町条例第20号）の一部を改正したものである。

施行期日については、令和5年4月1日からとする。

なお、専決処分年月日については令和5年3月31日、専決番号については令和5年専決第5号である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 専決処分の承認を求めることについて

(企画財政部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年度武蔵村山市一般会計補正予算（第2号）を次のとお

り専決処分したものである。

補正予算額は1億1,802万1千円、補正後歳入歳出総額は319億5,545万5千円である。

歳入としては、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金及び事務費補助金である。

歳出としては、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、訴訟委託事業である。

なお、専決処分年月日については令和5年4月26日を予定している。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 専決処分の承認を求めることについて

(総務部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

（仮称）武蔵村山市防災食育センター整備工事（建築・昇降機・解体工事）の請負契約の金額及び工期限について緊急に契約変更措置を講じたものである。

なお、専決処分については、防衛省から事業計画の変更承認を受ける必要があるが、現時点で変更承認がされていないため、専決処分年月日、専決処分番号については空欄としている。

変更承認後直ちに専決処分を行う。

(質 疑)

○ 事業計画の変更はいつ承認されるのか。

● 解体工事の進捗が遅れると、他の工事等に影響が出るおそれもあるため、早急に承認されるよう現在調整中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(6) 令和5年度武蔵村山市一般会計補正予算（第3号）

(企画財政部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

主な要求内容は次のとおりである。

歳入については、「公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金」、「GIGAスクール運営支援センター整備支援事業補助金」、

「区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金」である。

歳出については、「重症化リスクの高い高齢者施設や障害者施設等の入所者・職員等に対するPCR検査費用の助成」、「校内通信ネットワーク環境を整備するために必要な調査（アセスメント）」等である。

（結論）

提出議案として決定する。

- (7) （仮称）武蔵村山市防災食育センター整備工事（機械設備工事）の請負契約の一部変更について

（総務部長説明）

（仮称）武蔵村山市防災食育センター整備工事（機械設備工事）の工期限を一部変更する必要があるので、本案を提出する。

（仮称）武蔵村山市防災食育センターの整備に係る建築・昇降機・解体工事において追加工事をする必要が生じたことに伴い、現工期限内で機械設備工事を施工することが困難となったことから、当該工事の請負契約の工期を令和7年1月31日まで延長するものである。

現在の契約では、請負者は装芸・日産建設共同企業体、契約金額は1,243,000,000円、工期限は令和6年12月13日である。

（結論）

提出議案として決定する。

- (8) （仮称）武蔵村山市防災食育センター整備工事（電気設備工事）の請負契約の一部変更について

（総務部長説明）

（仮称）武蔵村山市防災食育センター整備工事（電気設備工事）の工期限を一部変更する必要があるので、本案を提出する。

（仮称）武蔵村山市防災食育センターの整備に係る建築・昇降機・解体工事において追加工事をする必要が生じたことに伴い、現工期限内で電気設備工事を施工することが困難となったことから、当該工事の請負契約の工期を令和7年1月31日まで延長するものである。

なお、現契約では、請負者は株式会社大三洋行、契約金額は526,000,000円、工期限は、令和6年12月13日である。

（結論）

提出議案として決定する。

(9) 監査委員の選任について

(企画財政部長説明)

議会議員のうちから選任された監査委員が、令和5年4月30日付で任期が満了したことに伴い、後任者の選任を必要とするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、本案を提出する。

監査委員の任期は、議会の同意を得た日から令和9年4月30日まで、選任する委員は1名である。宮崎正巳氏の任期満了によるものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

議題2 令和5年第2回市議会定例会提出議案について

(1) 武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

災害医療コーディネーターの訓練参加及び災害時における勤務に対する報酬を改め、新たに災害薬事コーディネーターの報酬の額を定める必要があるので、本案を提出する。

東京都における医療救護に係る費用弁償等に関する覚書の一部改定に伴い、災害医療コーディネーターの訓練時の報酬額を日額18,900円から19,200円に、災害時の報酬額を勤務1回につき22,600円から22,900円等に改める。災害薬事コーディネーターの報酬額の規定を追加する。会議時は日額11,000円、訓練時は14,000円、災害時は勤務1回につき16,600円等とする。

施行期日については、公布の日から施行する。

なお、本条例改正に伴う報酬額については、一般会計補正予算（第4号）にて上程予定である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(2) 武蔵村山市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

(市民部長説明)

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、武蔵村山市税賦課徴収条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

個人市民税について、給与所得者の扶養親族等申告書について、前年の申告内容から異動がない場合に、記載事項の簡素化を図るものである。

固定資産税について、長寿命化に資する大規模修繕工事を行っ

た一定の要件を満たすマンションに係る税額について、条例で定める割合に相当する減額の措置を講ずるものである。

軽自動車税について、新たに特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）に係る車両区分を創設することに伴い、特定小型原動機付自転車の軽自動車税種別割の税率を2,000円とする旨の規定を整備するものである。その他、所要の規定の整備である。

施行期日については、公布の日から施行する。

ただし、個人市民税については、令和7年1月1日から、軽自動車税については、令和5年7月1日から施行する。

なお、軽自動車税について、令和5年7月1日からはナンバープレートの交付等を始めることとなる。賦課期日は4月1日であり、実際に賦課されるのは令和6年度からである。

(質 疑)

- 固定資産税については、公布の日から施行とのことだが、専決処分をする必要はなかったのか。
- 専決処分をする必要はない。

(結 論)

提出議案として決定する。

(3) 令和5年度武蔵村山市一般会計補正予算（第4号）

(企画財政部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

なお、内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 第十小学校校舎窓枠等建具・外装及び防水改修工事（第一期工事）の請負契約について

(総務部長説明)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年村山町条例第1号）第2条の規定により、議会の議決に付する必要があるので、本案を提出する。

概算額については、272,748,000円である。

工事概要については、第十小学校の校舎東棟の窓枠等建具、外壁塗装及び屋上防水改修を行う第一期工事（建築・電気設備・機械設備工事）である。

工期限については、令和5年11月30日である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (5) (仮称) 武蔵村山市防災食育センター整備工事(厨房設備工事)の請負契約について

(総務部長説明)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年村山町条例第1号)第2条の規定により、議会の議決に付する必要があるので、本案を提出する。

概算額については、562,474,000円である。

工事概要については、敷地面積 2,482.46 m²、鉄骨造3階建、延床面積 3,871.54 m²の新築等における厨房設備工事である。

工期限については、令和7年1月31日である。

(結 論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

- (1) 監査委員の選任について

(企画財政部長説明)

識見を有する者のうちから選任された監査委員が、令和5年7月31日付で任期が満了することに伴い、後任者の選任を必要とするため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、本案を提出する。

監査委員の任期は令和5年8月1日から令和9年7月31日まで、選任する委員は1名である。乃一祐太氏の任期満了によるものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (2)~(14) 農業委員会委員の任命について

(企画財政部長説明)

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、本案を提出する。

農業委員会の委員が、令和5年7月19日付で任期満了となるので、新たな農業委員を任命するものである。

農業委員会委員の任期は、令和5年7月20日から令和8年7月19日までである。

(結 論)

提出議案として決定する。

【報告事項】

(1) 継続費繰越計算書について（一般会計）

（企画財政部長説明）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、報告する。

令和4年度から令和5年度に繰り越した継続費について、継続費繰越計算書を調製し、これを議会に報告する。

（結 論）

報告事項として決定する。

(2) 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

（企画財政部長説明）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、報告する。

令和4年度から令和5年度に繰り越した繰越明許費について、繰越計算書を調製し、これを議会に報告する。

（結 論）

報告事項として決定する。

(3) 繰越明許費繰越計算書について（都市核地区土地区画整理事業特別会計）

（企画財政部長説明）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、報告する。

令和4年度から令和5年度に繰り越した繰越明許費について、繰越計算書を調製し、これを議会に報告する。

（結 論）

報告事項として決定する。

(4) 事故繰越し繰越計算書について

（企画財政部長説明）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、報告する。

令和4年度から令和5年度に繰り越した事故繰越しについて、繰越計算書を調製し、これを議会に報告する。

（結 論）

報告事項として決定する。

